

兵庫県公報

令和7年5月7日 水曜日 第614号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 令和7年度クリーニング師試験の実施（生活衛生課）	1
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	11
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	14
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（丹波県民局）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16

公 告

○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）	16
---------------------------------------	----

告 示

兵庫県告示第385号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和7年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	秘顔—ひがん—（原題）HIDDEN FACE	シンカ

~~~~~

### 兵庫県告示第386号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和7年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和7年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 試験日時

令和7年8月19日（火）午前10時から

## 2 試験場所

神戸市東灘区御影中町8-4-14 BEAUTY ARTS KOBE 日本高等美容専門学校

## 3 試験科目

## (1) 筆記試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

## (2) 技能試験

ア 繊維の鑑別

イ 薬品の鑑別

ウ ワイシャツのアイロン仕上げ（しめしこみ作業含む。）

## 4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

## 5 受験手続

## (1) 提出書類等

## ア 受験願書

兵庫県保健医療部生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等（神戸市にあつては各衛生監視事務所。姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市にあつては各保健所。以下同じ。）において配布する。

## イ 写真1枚

出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさとし、その裏面に氏名を記入したもの。

## ウ 履歴書

## エ 受験資格を証する書類

卒業（修了）証明書の原本、卒業（修了）証書の写し、資格認定書の写しのうちいずれか。ただし、写しの場合は、提出先の健康福祉事務所若しくは保健所等又は兵庫県保健医療部生活衛生課において、本証と照合し、相違ない旨の確認を得たもの。

オ 受験者の氏名等が上記エに掲げる書類に記載されている氏名等と異なる場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人にあつては、住民票の写しその他の当該者に係る書類であることを証する書類）を提示すること。

## (2) 提出期間

令和7年6月30日（月）から同年7月4日（金）までの毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に原則持参すること。

兵庫県内に住所を有しない者及び兵庫県内に住所を有するがやむを得ず郵送する者については、令和7年7月4日（金）までの消印のある簡易書留に限り兵庫県保健医療部生活衛生課にて受け付ける。

## (3) 提出先

## ア 兵庫県内に住所を有する者

住所地を管轄する健康福祉事務所又は保健所等

## イ 兵庫県内に住所を有しない者

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県保健医療部生活衛生課

なお、兵庫県内のクリーニング所に勤務する者で、受付時間内に上記ア又はイに提出することが困難な者については、就業地を管轄する健康福祉事務所又は保健所等に提出することができる。

## (4) 手数料

7,000円（兵庫県収入証紙、キャッシュレス決済又は電子納付による）

なお、受験願書受付後、手数料は返還しない。

## 6 携帯品

受験票、筆記具（黒鉛筆及び消しゴム）、昼食、カッターシャツ1枚、必要な場合は腕時計（スマートウォッチ等多機能時計は使用を認めない）

【カッターシャツの規格】

えり付き、大人男性用、白無地、長袖、綿100パーセント又はポリエステル混紡（綿35パーセント以上）、形状記憶処理のしていないもの、背中にタックのあるもの、事前にプレスされていないもの

7 合格者の発表

(1) 日時

令和7年9月22日（月）午前10時（ホームページには同日正午公開）

(2) 場所

兵庫県保健医療部生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等において合格者の受験番号を掲示する。

~~~~~

兵庫県告示第387号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
二見町 播磨町 東播磨	手繰第1種漁業 沖廻手繰網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン 未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	同上				
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の1	同上				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の2	10月20日から 翌年5月31日 まで				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年5月7日から同年6月6日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

1 明石市古波止と淡路市富島漁港西防波堤灯台を結ぶ線から東播磨港伊保灯台と姫路市上島灯台を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- 2 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同第10号灯浮標から姫路市松島灯台を見通した線及び高砂市、姫路市界から姫路市上島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記 3

- 1 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 2 手繰第1種漁業及び手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 4 たちうおを目的として操業してはならない。
- 5 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 6 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 7 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 8 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 9 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 10 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 11 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 12 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。
- 13 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
- 14 手繰第3種漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 15 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。



兵庫県告示第388号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年5月7日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総 ト ン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
たつの 市	さより 船びき網漁業	別記 1 の 2	8 月 1 日から 翌年 1 月 15 日まで	別記 2	10 ト ン 未 満	2 隻	別記 3

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

(2) 機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
明石浦 林崎	さより 船びき網漁業	別記1の1	6月1日から 11月30日まで	別記2	5トン 未満	2隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年5月7日から同年6月6日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記4の内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

1 神戸市、明石市界から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

2 たつの市御津町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット(旧漁船法馬力数については15馬力)を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

瀬戸内海機船船びき網漁業(漁業種類: いわし・いかなご船びき網漁業)の許可を受けた船舶を使用する者。ただし、現に許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日到来のため、従前の許可の内容と同一の内容により改めて申請する場合は、この限りではない。

別記4 条件

- 1 網船(許可証記載の船舶)に動力船を連結して曳網(通称「さきこぎ」)してはならない。
- 2 他種漁業の操業を妨げてはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

~~~~~

## 兵庫県告示第389号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置           |             |          |              |          |    |               |
|-----|----------------|-------------|----------|--------------|----------|----|---------------|
|     | 漁業種類           | 操業区域<br>(注) | 漁業<br>時期 | 推進機関の<br>馬力数 | 総トン<br>数 | 隻数 | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 明石市 | いわし・いかなご船びき網漁業 | 別記1の1       | 周年       | 別記2          | 5トン未満    | 2隻 | 定めなし          |
| 西播  | 同上             | 別記1の2       | 同上       | 同上           | 同上       | 2隻 | 同上            |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年5月7日から同年6月6日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記3の内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

1 神戸市、明石市界から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市、明石市界から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線に至る海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。

2 高砂市、姫路市界と上島を結んだ線、上島から播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

|                 | 推進機関の馬力数                                                                                |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 小型機船底びき網漁業との兼業船 | 48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下                                                                |
| 上記以外の船舶         | 110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない |

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

| 火船の隻数 | 電気設備                |             |
|-------|---------------------|-------------|
|       | 火船1隻当たりの設備容量        | 1統当たりの総設備容量 |
| 2隻以下  | 集魚燈に使用する電球 500ワット以下 | 1,000ワット以下  |



### 兵庫県告示第390号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区                | 制限措置            |             |      |                     |                  |          |    |                   |
|-------------------|-----------------|-------------|------|---------------------|------------------|----------|----|-------------------|
|                   | 漁業種類            | 操業区域<br>(注) | 漁業時期 |                     | 推進機<br>関の馬<br>力数 | 総トン<br>数 | 隻数 | 漁業を<br>営む者<br>の資格 |
| 明石浦<br>林崎         | たい、はまち<br>五智網漁業 | 別記の1        | たい   | 4月1日から<br>12月31日まで  | 定めな<br>し         | 定めな<br>し | 1隻 | 定めな<br>し          |
|                   |                 |             | はまち  | 9月15日から<br>11月20日まで |                  |          |    |                   |
| 江井島<br>二見町<br>播磨町 | 同上              | 別記の2        | たい   | 4月1日から<br>12月31日まで  | 同上               | 同上       | 1隻 | 同上                |
|                   |                 |             | はまち  | 9月15日から<br>11月20日まで |                  |          |    |                   |
| 北淡                | 同上              | 別記の3        | たい   | 1月1日から<br>12月31日まで  | 同上               | 同上       | 2隻 | 同上                |
|                   |                 |             | はまち  | 9月10日から<br>11月20日まで |                  |          |    |                   |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

#### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年5月7日から同年6月6日まで

#### 3 備考

##### (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月31日までとする。

##### (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね「はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない」旨の条件を付けることがある。

#### 別記 操業区域

##### 1 明石市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて

同意がある場合は、「明石市地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

- 2 明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

兵庫県告示第391号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年5月7日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置 |       |      |              |          |     |               |
|-----|------|-------|------|--------------|----------|-----|---------------|
|     | 漁業種類 | 操業区域  | 漁業時期 | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン<br>数 | 隻数  | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 岩屋  | 建網漁業 | 別記の 1 | 周年   | 定めなし         | 定めなし     | 1 隻 | 定めなし          |
| 室津浦 | 同上   | 別記の 2 | 同上   | 同上           | 同上       | 1 隻 | 同上            |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和7年5月7日から同年6月6日まで

- ### 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

別記 操業区域

- 1 淡路市楠本大磯の鼻から同市野島大川に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 淡路市室津地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

兵庫県告示第392号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年5月7日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区        | 制限措置       |             |                       |              |      |     |               |
|-----------|------------|-------------|-----------------------|--------------|------|-----|---------------|
|           | 漁業種類       | 操業区域<br>(注) | 漁業時期                  | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 北淡<br>一宮町 | きす流網<br>漁業 | 別記 1        | 6 月 1 日から<br>11月30日まで | 定めなし         | 定めなし | 1 隻 | 定めなし          |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年5月7日から同年6月6日まで

### 3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記2の条件を付けることがある。

## 別記 1 操業区域

次のア、オ、カを結んだ線及びカから香川県小豆島星ヶ城を見通した線以南の海面のうち、淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

ア 淡路市江崎灯台

イ 播磨灘航路6番<sup>とう</sup>燈浮標

ウ 淡路市江井埼北端

工 播磨灘鹿ノ瀬<sup>とう</sup>燈浮標

オ アとイを結んだ延長線とウとエを結んだ線の交点

カ ウとエを結んだ延長線と明石市明石城と香川県小豆島星ヶ城の見通し線との交点

## 別記2 条件

- 1 日没から日の出に至る間操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、400メートル以内でなければならない。

兵庫県告示第393号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年5月7日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区             | 制限措置  |             |      |               |      |     |               |
|----------------|-------|-------------|------|---------------|------|-----|---------------|
|                | 漁業種類  | 操業区域<br>(注) | 漁業時期 | 推進機 関<br>の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 二見町            | ひき縄漁業 | 別記の 1       | 周年   | 定めなし          | 定めなし | 1 隻 | 定めなし          |
| 洲本<br>津名<br>東浦 | 同上    | 別記の 2       | 同上   | 同上            | 同上   | 1 隻 | 同上            |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場

合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年5月7日から同年6月6日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

1 明石市から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「明石市から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

2 洲本市から淡路市松帆に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

~~~~~

兵庫県告示第394号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
東二見	まだこ・いいだこ つぼ漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年5月7日から同年6月6日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年12月31日までとする。

別記 操業区域

明石市大久保町から姫路市的形町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

~~~~~

兵庫県告示第395号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める中型まき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区         | 制限措置              |             |                              |              |                    |     |                   |
|------------|-------------------|-------------|------------------------------|--------------|--------------------|-----|-------------------|
|            | 漁業種類              | 操業区域<br>(注) | 漁業時期                         | 推進機関の<br>馬力数 | 総トン数               | 隻数  | 漁業を営<br>む者の資<br>格 |
| 西播<br>(坊勢) | 中型まき網漁業<br>【暫定措置】 | 別記 1        | 4 月 1 日から<br>翌年 2 月 末日<br>まで | 別記 2 の 1     | 5 トン以上<br>15 トン未満  | 6 隻 | 定めなし              |
|            |                   |             |                              | 別記 2 の 2     | 15 トン以上<br>25 トン以下 | 4 隻 |                   |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年5月7日から同月15日まで

## 3 備考

## (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年5月26日から令和8年5月25日までとする。

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記3の条件を付けることがある。

## 別記 1 操業区域

次の点ア、イ、ウ及びエを順次結んだ線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

ア 高砂市、姫路市界

イ 姫路市上島灯台

ウ 播磨灘航路第4号灯浮標

エ 香川県東かがわ市引田鼻灯台

## 別記 2 推進機関の馬力数

1 670キロワットまたは旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）160馬力以下

2 890キロワットまたは旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）190馬力以下

## 別記 3 許可又は起業の認可に付する条件

1 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

2 自動船舶識別装置（AIS）を備え付け、操業又は航行するときは当該電子機器を常時作動しなければならない。

~~~~~

兵庫県告示第396号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

キング醸造株式会社

加古郡稲美町蛸草321

代表取締役社長 大西 浩介

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

キング醸造株式会社

加古郡稲美町蛸草321

(3) 特定施設に関する事項

種	類	10号ニ ろ過施設 (No. 1 ～ No. 2)		10号ニ ろ過施設 (No. 3)	
能	力	10,000 L／時		8,000 L／時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1日		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～18時 8時間		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		な し		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg／L)	100	200	100	200
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg／L)	100	200	100	200
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg／L)	25	50	25	50
	窒 素 含 有 量 (単位 mg／L)	10	15	10	15
	りん 磷 含 有 量 (単位 mg／L)	1	1.5	1	1.5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ ／日)		0.1／基	0.1／基	0.1	0.1

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 令和7年5月7日から同年5月28日まで

(2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び加古郡稲美町経済環境部生活環境課

10号ニ ろ過施設 (No. 4)		10号ニ ろ過施設 (No. 5)		10号へ 蒸留施設	
6,000 L/時		2,400 L/時		2,000 L/時	
同 左		同 左		同 左	
同 左		着手後 7 日		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
2,000	2,000	1,500	2,000	100	200
2,000	2,000	800	1,000	100	200
1,500	1,500	300	500	25	50
40	40	50	65	10	15
15	15	5	7	1	1.5
0.5	0.5	0.5	0.5	0.2	0.2

兵庫県告示第397号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正する。

令和7年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

表中

「

	同 別所支店	三木市別所町
	同 吉川支店	三木市吉川町吉安
	同 えびす駅前店	三木市大塚

」

を

「

	同 吉川支店	三木市吉川町吉安
--	--------	----------

」

に改める。

附 則

この告示は、令和7年5月19日から施行する。

兵庫県告示第398号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年5月7日

兵庫県丹波県民局長 糟谷浩行

1 指定する貯水施設の所在地

丹波市春日町山田32

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
山田自治会	丹波市春日町山田212—1	山田 吉晴

3 指定する理由

丹波市春日町山田地域内由良川水系における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第399号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年5月7日

兵庫県丹波県民局長 糟谷浩行

1 指定する貯水施設の所在地

丹波市春日町小多利736

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
小多利土地改良区	丹波市春日町小多利505—3	赤井 勝

3 指定する理由

丹波市春日町小多利地域内由良川水系における流域対策として、特に必要があると認められるため、

兵庫県告示第400号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年5月7日

兵庫県丹波県民局長 糟谷 浩 行

- 1 指定する貯水施設の所在地
丹波市氷上町三原細見11—2
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
三原水利組合	丹波市氷上町三原346―1	石倉 則生

- 3 指定する理由
丹波市氷上町三原地域内加古川水系における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第401号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年5月7日

兵庫県丹波県民局長 糟谷 浩 行

- 1 指定する貯水施設の所在地
丹波市柏原町下小倉大部谷1425—1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
下小倉自治会	丹波市柏原町下小倉523	吉竹 正裕

- 3 指定する理由
丹波市柏原町下小倉地域内加古川水系における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第402号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年5月7日

兵庫県丹波県民局長 糟谷 浩 行

- 1 指定する貯水施設の所在地
丹波市山南町谷川池の下1168—1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
天神池管理組合	丹波市山南町谷川1073—1	浅原 修

- 3 指定する理由
丹波市山南町谷川地域内加古川水系における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第403号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年5月7日

兵庫県丹波県民局長 糟谷 浩 行

- 1 指定する貯水施設の所在地
丹波市春日町多田754—1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
新池古池水利組合	丹波市春日町多田1187	足立 勝

- 3 指定する理由
丹波市春日町多田地域内由良川水系における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第404号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年5月7日

兵庫県丹波県民局長 糟谷 浩 行

- 1 指定する貯水施設の所在地
丹波市氷上町上新庄池の内716
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
上新庄自治会	丹波市氷上町上新庄1163	林 宏美

- 3 指定する理由
丹波市氷上町上新庄地域内加古川水系における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和7年5月7日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社東横イン
代表者の氏名 代表執行役 黒 田 麻衣子
住所 東京都大田区新蒲田 1-7-4
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 (仮称) JR尼崎駅前ビル 新築工事
所在地 尼崎市長洲中通 1 丁目 44 番

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 まちづくり部都市政策課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

縦覧期間 令和7年5月7日から同月20日まで

4 意見書の提出期間及び提出先

提出期間 令和7年5月7日から同月20日まで

提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課